

平成十三年法律第三十一号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 銀行等による株式等の保有の制限(第三・第四条)
- 第三章 銀行等保有株式取得機構

第一節 総則(第五条―第十条)

- 第一節 総則(第五条―第十条)
- 第二節 会員(第十一条・第十二条)
- 第三節 設立(第十三条―第十八条)
- 第四節 管理(第十九条―第二十八条)
- 第五節 総会(第二十九条―第三十三条の五)

第六節 業務(第三十四条―第四十条)

第七節 抛し金等(第四十一条―第四十三条)

第八節 財務及び会計(第四十四条―第五十条)

第九節 監督(第五十四条―第五十六条)

第十節 解散(第五十七条)

第十一節 雑則(第五十八条―第六十条)

第四章 雑則(第六十一条・第六十二条)

第五章 罰則(第六十三条―第六十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分円滑を図ることを国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「銀行等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
- 三 農林中央金庫
- 四 全国を地区とする信用金庫連合会

第二章 銀行等による株式等の保有の制限

(銀行等による株式等の保有の制限)

第三条 銀行等及びその子会社等(子会社その他の当該銀行等と主務省令(前条第一号、第二号及び第四号に掲げる者については内閣府令、同条第三号に掲げる者については内閣府令・農林水産省令。以下この項及び次条において同じ。)で定める特殊の関係のある会社をいう。以下この項及び次項において同じ。)は、当分の間、株式(主務省令で定めるものを除く。)その他これに準ずるものとして主務省令で定めるもの(以下この項及び次項において「株式等」という。)については、主務省令で定めるところにより合算して、当該銀行等及びその子会社等に係る自己資本に相当する額として主務省令で定めるところにより計算した額(次項において「株式等保有限度額」という。)を超える額の株式等を保有してはならない。

2 銀行等及びその子会社等は、合併その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ主務大臣(前条第一号、第二号及び第四号に掲げる者については内閣府令、同条第三号に掲げる者については農林水産大臣及び内閣府令)の承認を得て、株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することができる。

3 外国銀行支店(銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下この項において同じ。)に対し前二項の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国銀行支店に対する前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 主務大臣は、第二項の承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 前項の条件は、承認の趣旨に照らして、又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

6 第一項、第二項及び前二項の規定は、銀行持株会社(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)及び長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四条 前条第三項から第五項までに定めるもののほか、同条第一項に規定する株式等の評価の方法その他同項、同条第二項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 銀行等保有株式取得機構

第一節 総則

(目的)

第五条 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)は、銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないよう取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的とする。

(法人格)

第六条 機構は、法人とする。

(数)

第七条 機構は、一を限り、設立されるものとす(名称)

第八条 機構は、その名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第九条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二節 会員

(会員の資格)

第十一条 機構の会員の資格を有する者は、銀行等に限定する。

(脱退)

第十二条 会員は、定款の定めるところにより、機構の承認を受けて脱退することができる。

2 前項の場合のほか、次の各号に掲げる会員は、当該各号に定める事由によって脱退する。

- 一 第二条第一号に掲げる者 銀行法第四条第一項の免許の取消し又は失効
- 二 第二条第二号に掲げる者 長期信用銀行法第四条第一項の免許の取消し又は失効
- 三 第二条第三号に掲げる者 解散
- 四 第二条第四号に掲げる者 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四条の免許の取消し又は失効

第三節 設立

(発起人)

第十三条 機構を設立するには、その会員になろうとする十以上の銀行等が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第十四条 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員になろうとする者を募り、これらを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び業務規程の承認その他機構の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。

4 第二項の創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た銀行等及び発起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

5 機構の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算及び資金計画を含む。)の決定は、第三十一条の規定にかかわらず、創立総会の議決によることができる。

6 第三十二条第二項本文の規定は、前項の創立総会の議事について準用する。

7 第三十三条の四及び第三十三条の五の規定は、創立総会の議決について準用する。

(設立の認可申請)

第十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣府大臣及び財務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所所在地

三 役員及び会員の名称
 二 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
 (設立の認可)

第十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
 一 設立の手續並びに定款及び業務規程の内容が法令の規定に適合していること。
 二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

三 役員のうち第二十三条各号のいずれかに該当する者がいないこと。
 四 業務の運営が適正に行われることが確実にあると認められること。

五 当該申請に係る機構の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

二 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(事務の引継ぎ)
 第十七条 前条第二項の設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の時期等)
 第十八条 機構は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

二 機構は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

第四節 管理
 (定款)
 第十九条 機構の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 会員に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 運営委員会に関する事項
- 七 総会に関する事項
- 八 業務及びその執行に関する事項

九 拠出金に関する事項
 十 財務及び会計に関する事項
 十一 解散に関する事項
 十二 定款の変更に関する事項
 十三 公告の方法

二 前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げる事由を解散事由として定めなければならない。
 一 令和十八年三月三十一日の経過
 二 令和十八年十月一日以後において、買い取った株式(これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において同じ。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権(以下この章において単に「受益権」という。)及び同条第十四項に規定する投資口(以下この章において単に「投資口」という。)を全て処分したこと。

三 機構の定款の変更は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。(役員及び業務の決定)

第二十條 機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

二 機構の業務は、定款に別段の定めがあるものを除き、理事長及び理事の過半数をもって決する。

(役員及び業務の決定)
 第二十条 機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

二 理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

三 監事は、機構の業務を監査する。

四 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣及び財務大臣に意見を提出することができる。

(役員及び業務の決定)
 第二十一条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

二 理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

三 監事は、機構の業務を監査する。

三 役員は、再任されることができる。
 (役員等の秘密保持義務等)
 第二十七条 機構の役員若しくは職員、委員会の役員又はこれらの職にあった者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わったり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
 四 この法律、銀行法、長期信用銀行法、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)、信用金庫法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わったり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(監事の兼職禁止)
 第二十四条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。(代表権の制限)

第二十五条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が機構を代表する。

(運営委員会)
 第二十六条 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

二 委員会は、この章の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。

三 委員会は、機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

四 委員会は、委員五人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

五 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(役員等の秘密保持義務等)
 第二十七条 機構の役員若しくは職員、委員会の役員又はこれらの職にあった者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二十八条 機構の役員及び職員並びに委員会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五節 総会
 (総会の招集)
 第二十九条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

五 委員会の委員は、金融に關して専門的な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

六 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(役員等の秘密保持義務等)
 第二十七条 機構の役員若しくは職員、委員会の役員又はこれらの職にあった者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二十八条 機構の役員及び職員並びに委員会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五節 総会
 (総会の招集)
 第二十九条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

二 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第三十条 内閣総理大臣及び財務大臣は、当該職員をして総会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(総会の議決事項)
 第三十一条 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 予算及び資金計画の決定又は変更
- 三 業務規程の変更
- 四 決算
- 五 解散
- 六 その他定款で定める事項

(総会の議事)
 第三十二条 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

二 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、前条第一号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

三 議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、前条第一号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(手数料)
第四十二条 機構は、対象株式等を買取った場合に、当該対象株式等の買取りの申込みをした会員又は当該対象株式等(株式に限る。)の買取りの申込みをした発行会社から、業務規程の定めるところにより、手数料を徴収することができる。会員の保有する株式の売付けの媒介をした場合においても、同様とする。

(延滞金)
第四十三条 会員は、当初拠出金若しくは売却時拠出金又は手数料を業務規程の定める納期限までに納付しないうちは、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。手数料を業務規程の定める納期限までに納付しない発行会社についても、同様とする。

2 延滞金の額は、未納の当初拠出金若しくは売却時拠出金又は手数料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第八節 財務及び会計

(事業年度)
第四十四条 機構の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、機構の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

(予算等)
第四十五条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に(機構の成立の日を含む事業年度にあっては、成立後遅滞なく)、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等の承認等)
第四十六条 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従う決算報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、当該事業年度の終了後最初に招集する通常総会の開催日の四週間前までに、監事に提出しなければならない。

2 理事長は、監事の意見書を添えて前項の財務諸表等と同項の通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
第四十七条 機構は、毎事業年度、前条第二項の通常総会の承認を受けた財務諸表等を、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣及び財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表等を内閣総理大臣及び財務大臣に提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表等、附属明細書及び前項の監事の意見書を、機構の事務所に備え置き、内閣府令・財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(区分経理)

第四十八条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第三十四条第一項各号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)
- 二 次に掲げる業務

イ 特別株式買取り(第三十八条の四第一項の規定による株式の買取りを含む。ロ及び次条第一項において同じ。)、発行会社株式買取り(第三十八条の三第一項の規定による株式の買取りを含む。ロ及び次条第一項において同じ。)、第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取り(ロ及び次条第一項において単に「受益権の買取り」という。)、及び第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取り(ロ及び次条第一項において単に「投資口の買取り」という。)

ロ 並びにこれらの買取りとして買取った対象株式等の管理及び処分
ハ イ及びロの業務に附帯する業務

2 機構は、その運営に必要な経常的経費として内閣府令・財務省令で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる業務に係る勘定(次条第二項及び第五十七条において「一般勘定」という。)において経理するものとする。

(特別勘定の廃止)

第四十九条 機構は、令和八年十月一日以後において、特別株式買取り、発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取りとして買取った対象株式等を全て処分したときは、前条

第一項第二号に掲げる業務に係る勘定(次項において「特別勘定」という。)を廃止するものとする。

2 機構は、前項の規定により特別勘定を廃止したときは、当該特別勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

第五十条 機構は、第三十四条第一項各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、内閣府令・財務省令で定める金融機関から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は銀行等保有株式取得機構債(以下「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 前項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額のうち、第四十八条第一項第二号に掲げる業務に係る金額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

6 会社法第七百五十五条及び第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

7 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)
第五十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は同項の機構債に係る債務(第四十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものに限る。)の保証をすることができる。

(余裕金の運用)
第五十二条 機構の業務上の余裕金は、次の方法により運用しなければならない。

一 国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有
二 内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関への預金
三 その他内閣府令・財務省令で定める方法(内閣府令・財務省令への委任)
第五十三条 第四十四条から前条までに規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第九節 監督
第五十四条 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣が監督する。
2 内閣総理大臣及び財務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、機構の役員が、この章の規定、この章の規定に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款若しくは業務規程に違反する行為をしたときは、機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。この場合において、機構が総会の議決を経て当該役員を解任したときは、その解任は、第二十二條第二項の規定にかかわらず、総会の議決があつたときにその効力を生ずるものとする。

(報告及び立入検査)
第五十五条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(設立の認可の取消し)
第五十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第二項の設立の認可を取り消すことができる。

一 国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有
二 内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関への預金
三 その他内閣府令・財務省令で定める方法(内閣府令・財務省令への委任)
第五十三条 第四十四条から前条までに規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

- 一 この章の規定、この章の規定に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は機構の定款若しくは業務規程に違反したとき。
- 二 その業務又は財産の状況によりその業務の継続が困難であると認めるとき。
- 三 公益を害する行為をしたとき。

第十節 解散

(解散)

第五十七條 機構は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 定款で定める解散事由の発生
- 二 総会の決議
- 三 第十六條第二項の設立の認可の取消し

前項第二号に掲げる事由による解散は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

機構は、解散した場合において、その債務を弁済しなす残余財産があるときは、次に定めるところにより、残余財産（分配限度額以下の部分に限る。以下この項において同じ。）の処分を行うものとする。

残余財産の額が当初拠出金の総額に相当する額（以下この項において「当初拠出金相当額」という。）以下るときは、当該残余財産の額を、機構の各会員（脱退した会員を含む。以下この項において同じ。）に対し、その納付した当初拠出金の額に応じて分配する。

残余財産の額が当初拠出金相当額を超え、当初拠出金の総額と売却時拠出金の総額の合計額に相当する額（以下この項において「拠出金相当額」という。）以下るときは、当該残余財産のうち、当初拠出金相当額を前号の規定により、残余の額を売却時拠出金を納付した機構の各会員（以下この項において「売却会員」という。）に対しその納付した売却時拠出金の額に応じ、それぞれ分配する。

残余財産の額が拠出金相当額を超え、拠出金相当額に当初拠出金相当額（一般勘定において損益計算上利益を生じた場合にあつては、当該利益の額の二倍に相当する額を加えた額。次号において同じ。）を加えた額以下るときは、当該残余財産のうち、拠出金相当額を前号の規定により、残余の額を機構の各会員に対しその納付した当初拠出金の額に応じ、それぞれ分配する。

残余財産の額が拠出金相当額に当初拠出金相当額を加えた額を超えるときは、当該残余

財産のうち、拠出金相当額に当初拠出金相当額を加えた額を前号の規定により、残余の額を売却会員に対しその納付した売却時拠出金の額に応じ、それぞれ分配する。

残余財産の額が分配限度額を超えるときは、当該超える額を国庫に納付する。

前二項の分配限度額とは、当初拠出金の総額と売却時拠出金の総額の合計額（一般勘定において損益計算上利益を生じた場合にあつては当該利益の額を加え、損益計算上損失を生じた場合にあつては当該損失の額を控除した額）の二倍に相当する額をいう。

政府は、機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第三項、第四項及び前項に定めるもののほか、機構の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第十一節 雑則

第五十八條 機構が、令和十四年三月三十一日以前に開始する各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二十三条第六号に規定する青色申告書をいう。次項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第二十九条に規定する欠損金額（以下この条において「特別欠損金額」という。）があるときは、当該特別欠損金額については、同法第五十七條第一項中「十年以内を開始した」とあるのは「開始した」と、「所得の金額の百分の五十に相当する金額」とあるのは「所得の金額」として、同項の規定を適用する。

前項の規定は、機構の特別欠損金額が生じた事業年度について当該特別欠損金額の計算に関する明細書を添付した青色申告書である確定申告書（法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

機構の令和十四年三月三十一日以前に開始する各事業年度において生じた特別欠損金額に係

る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十六条の十一の規定の適用については、同条ただし書中「については、この」とあるのは、「並びに銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）第五十八条第一項に規定する特別欠損金額については、この」とする。

機構に対する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第三項及び第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用については、これらの規定中「十年以内を開始した事業年度」とあるのは、「を開始した事業年度」とする。

前各項に定めるもののほか、機構及び機構の会員に係る法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（認可等の条件）

内閣総理大臣及び財務大臣は、この章の規定による認可又は承認（次項及び次条において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

この章に定めるもののほか、認可等に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この章の規定の実施に關し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第四章 雑則

(権限の委任) 第六十一条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六十三條 第二十七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十五条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。
- 二 第五十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 三 第六十五条 発起人又は機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。
 - 一 第十四条第一項又は第四十七条第三項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。
 - 二 創立総会又は総会に対し不実の申立てを行つたとき。
- 四 第六十六条 機構の役員が、第三十六条第三項又は第五十四条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反したときは、五十万円以下の過料に処する。
- 五 第六十七条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。
 - 一 この法律の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
 - 二 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
 - 三 第三十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
 - 四 第三十八条第一項、第三十八条の二第二項、第三十八条の五第二項又は第三十八条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十八条の六第四項又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。
 - 七 第四十七条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。
 - 八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第六十八条 第八條第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は平成十八年九月三十日から、附則第六条の規定は銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十七号)の施行の日から施行する。

第二条 削除

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成一三年一月九日法律第一一七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一四年七月三日法律第八〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附則 (平成一四年一月一八日法律第一七六号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一五年五月三〇日法律第五四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一五年八月一日法律第一三五号)

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年三月三一日法律第一四〇号)抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月一四日法律第六六号)抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六六号)抄

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月三日法律第六八号)

「国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。)、同法第五十六条、第五十七條第二項、第六十二條から第六十四條まで、第六十五條の二第一項及び第七十一條の二十六第一項、第七十二條から第七十二條の二の二まで並びに第七十二條の三第三項の改正規定、同法第七十二條の五の二を削る改正規定、同法第七十二條の六、第七十二條の七第二項及び第七十二條の十二第一号の改正規定、同法第七十二條の十三の改正規定(同法第十四條の改正規定(第二十二條の七の五)を「第二十二條の七の七」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第七十二條の十八ただし書の改正規定、同法第七十二條の二十一第一項の改正規定(「ついでに」の下に、「第三項に規定する場合を除き」を加える部分に限る。))、同法第五項を同法第七項とし、同法第四項を同法第六項とし、同法第三項を同法第五項とし、同法第二項の次に二項を加える改正規定、同法第七十二條の二十三、第七十二條の二十四の四及び第七十二條の二十四の六から第七十二條の二十四の十までの改正規定、同法第七十二條の二十四の十一第一項の改正規定(「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分を除く。))、同法第七十二條の二十五第一項、第七十二條の二十九から第七十二條の三十四まで、第七十二條の三十七第一項、第七十二條の三十八の見出し及び同法第一項、第七十二條の三十八の二第一項及び第四項並びに第七十二條の三十九の改正規定、同法第七十二條の三十九の二第一項の改正規定(「条約相手国」の下に「又は締約国」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。))、同法第七十二條の三十九の三第一項、第七十二條の四十第一項、第七十二條の四十一及び第七十二條の四十一の二第四項の改正規定、同法第七十二條の四十一の五を削る改正規定、同法第七十二條の四十三第三項、第七十二條の四十四、第七十二條の四十五の二、第七十二條の四十六第一項、第七十二條の四十八第一項及び第四項第一号、第七十三條の七第二号の四並びに第七十四條の五の改正規定、同法第二百九十二條第一項の改正規定(同法第四号の四の改正規定を除く。))

く。)、同法第二百九十四条の二、第三百十二
 条及び第三百十四條の四第二項の改正規定、
 同法第三百二十一條の八の改正規定(同条第
 四項の改正規定、同条第六項、第十一項、第
 十五項及び第十九項の改正規定)、第四十
 二條の十一第五項を削る部分に限る。)、並
 びに同条第三十一項及び第三十二項の改正規
 定(「租税条約の実施に伴う所得税法、法人
 税法及び地方税法の特例等に関する法律」を
 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税
 法及び地方税法の特例等に関する法律」に改
 める部分に限る。)、を削る。)、同法第三百二
 十一條の八の二、第三百二十一條の九第一項
 及び第三百二十一條の十一の改正規定、同法
 第三百二十一條の十一の二第一項の改正規定
 (「締約国」の下に「又は締約者」を加え、
 「条約相手国」を「条約相手国等」に改める
 部分を除く。)、同法第三百二十一條の十一の
 三第一項の改正規定(「条約相手国」を「条
 約相手国等」に改める部分を除く。)、並びに
 同法第三百二十一條の十二、第三百二十一條
 の十三第二項、第三百二十四條第一項、第三
 百二十六條、第四百六十八條、第七百三十四
 條第三項及び第七百四十八條の改正規定並び
 に同法附則第三條の二の四第三項並びに第八
 條第二項及び第五項の改正規定、同法附則第
 八條の二の改正規定(同条第二項の改正規定
 (「第五十三條第六項、第十一項、第十五項及
 び第十九項並びに第三百二十一條の八第六
 項、第十一項、第十五項及び第十九項」を
 「第五十三條第五項、第九項、第十二項及び
 第十五項並びに第三百二十一條の八第五項、
 第九項、第十二項及び第十五項」に改める部
 分に限る。))及び同条第三項の改正規定に限
 る。)、同法附則第九條第五項の改正規定(「
 第七十二條の二十一第三項」を「第七十二
 條の二十一第五項」に改める部分及び「第七
 十二條の二十一第四項」を「第七十二條の二
 十一第六項」に改める部分に限る。)、同条第
 六項から第八項までの改正規定(「第七十二
 條の二十一第四項」を「第七十二條の二十一
 第六項」に改める部分に限る。)、同条第十六
 項の改正規定(「第七十二條の二十一第三項」
 を「第七十二條の二十一第五項」に、「第七
 十二條の二十一第四項」を「第七十二條の二
 十一第六項」に改める部分に限る。)、同法附
 則第九條の二、第九條の二の二、第十二條の

二及び第三十條の二の改正規定並びに同法附
 則第四十一條の改正規定(同条第三項の改正
 規定及び同条の一項を加える改正規定を除
 く。))並びに附則第三條第十一項、第四條第
 二項及び第三項、第六條、第十條第十二項、
 第十二條(同条第八項を除く。))並びに第二
 十條から第二十二條までの規定 平成二十二
 年十月一日
 附則(平成二十二年三月三十一日法律第六
 号)抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から
 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
 当該各号に定める日から施行する。
 一 及び二 略
 三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日
 イ 略
 ロ 第二條の規定(法人税法の目次の改正規
 定(「第六十四條」を「第六十三條」
 に改める部分に限る。))、同法第二條第十二
 號の七の五を同条第十二號の七の七とし、
 同条第十二號の七の四の次に二號を加える
 改正規定、同条第十二號の八の改正規定
 (「発行済株式又は出資(自己が有する自己
 の株式又は出資を除く。以下この条におい
 て「発行済株式等」という。))を「発行済
 株式等」に改める部分に限る。)、同法第四
 條の三第一項の改正規定(「六月」を「三
 月」に改める部分に限る。)、同条第六項の
 改正規定、同条第八項の改正規定、同法第
 二十三條の改正規定(同条第一項中「金額
 (」の下に「第一号に掲げる金額にあつて
 は、」を加え、「第一号に掲げるもの」を
 「もの及び適格現物分配に係るもの」に改
 める部分、同条第三項中「前二項」を「前
 項」に改め、同項を同条第二項とし、同項
 の次に一項を加える部分及び同条第八項中
 「適格事後設立」を「適格現物分配」に、
 「第一項から第三項まで」を「第一項及び
 第二項」に改める部分を除く。))、同法第三
 十五條の改正規定、同法第六十一條の四第
 一項の改正規定(「規定する有価証券の空
 売り」の下に「(次項において「有価証券
 の空売り」という。))を、「次項」の下に
 「及び第三項」を加える部分及び「除く」
 の下に「。次項において」を、「相当
 する金額」の下に「(次項において「みな

し決済損益額」という。))を加える部分
 を除く。)、同法第六十六條の改正規定、同法
 第六十七條第一項の改正規定、同条第三項
 の改正規定(同項第一号に係る部分、同項
 第五号を同項第六号とする部分及び同項第
 四号を同項第五号とし、同項第三号の次に
 一號を加える部分を除く。))、同法第八十一
 條の四第一項の改正規定(「第三項」を
 「第四項」に改める部分を除く。))、同条第
 五項の改正規定(「連結法人株式等」を
 「完全子法人株式等」に改める部分に限
 る。))、同条第四項の改正規定(同項を同条
 第五項とする部分を除く。))、同条第三項の
 改正規定(同項を同条第四項とする部分
 を除く。))、同法第八十一條の九第一項ただし
 書の改正規定、同条第二項各号の改正規
 定、同条第三項の改正規定、同条第六項の
 改正規定(同項を同条第七項とする部分
 を除く。))、同条第五項の改正規定(同項を同
 条第六項とする部分を除く。))、同法第八十
 一條の九の二第一項の改正規定、同条第二
 項の改正規定(「である連結親法人が」を
 「である連結親法人又は連結子法人と他の
 法人との間で」に改める部分及び同項第一
 号に係る部分に限る。))、同条第五項を同条
 第六項とし、同条第四項を削る改正規定、
 同条第三項の改正規定、同項を同条第四項
 とし、同項の次に一項を加える改正規定、
 同条第二項の次に一項を加える改正規定、
 同法第八十一條の十二の改正規定、同法第
 八十一條の十三第二項第四号の改正規定、
 同法第九十三條第九号の改正規定、同法
 第一百四十三條の改正規定、同法第一百五十九
 條第一項の改正規定(「第六百六十四條第一
 項」を「第六百六十三條第一項」に、「五年」
 を「十年」に、「五百万円」を「一千万円」
 に改める部分に限る。))、同条第二項の改正
 規定、同法第六十條の改正規定(「二十
 万円」を「五十万円」に改める部分に限
 る。))、同法第六十一條の改正規定、同法
 第六十二條の改正規定(「二十万円」を
 「五十万円」に改める部分に限る。))、同法
 第六十三條を削る改正規定、同法第六十
 四條第一項の改正規定及び同法第六十三
 條とすの改正規定(附則第十條及び
 第六十二條において「組織再編成等以外の
 改正規定」という。))並びに附則

第十條第二項、第十三條から第十六條ま
 で、第十八條から第二十三條まで、第二十
 四條第二項、第二十五條、第二十六條第十
 項及び第十三項、第二十七條、第三百十三
 條、第三百三十四條、第四百四十二條(銀行等
 の株式等の保有の制限等に関する法律(平
 成十三年法律第三十一號)第五十八條第
 一項の改正規定に限る。))並びに第四百四
 五條の規定
 ハからチまで 略
 リ 第十八條中租税特別措置法第二條第二項
 の改正規定(同項第十号の七に係る部分
 を除く。))、同法第三條の三第五項の改正規
 定、同法第六條第三項の改正規定(「第
 八十一條の十四第一項及び第九百條第一項」
 を「及び第八十一條の十四第一項」に改め
 る部分に限る。))、同法第八條の三第五項の
 改正規定、同法第九條の二第四項の改正規
 定、同法第三十七條の十第三項第二号の改
 正規定、同法第三十七條の十四の二第五項
 第三号の改正規定、同法第四十一條の九第
 四項の改正規定、同法第四十二條の十二第
 四項の改正規定、同法第四十七條第四項の
 改正規定、同法第四十七條第四項の
 改正規定(「第六十八條の三十四第三項」
 を「第六十八條の三十四第一項」に、「同
 条第三項」を「同条第一項」に改める部分
 及び同項を同条第二項とする部分を除く。))
 、同法第四十七條の二第二項及び第四十八
 條第二項の改正規定、同法第五十二條の二
 の改正規定(同条第一項に係る部分を除
 く。))、同法第五十二條の三の改正規定、同
 法第五十五條の改正規定(同条第一項中
 「平成二十二年三月三十一日」を「平成二
 十二年三月三十一日」に改める部分、同条
 の表の第三号及び第四号に係る部分、同条
 第二項第一号に係る部分並びに同条第九項
 中「百分の百」を「百分の九十」に改める
 部分を除く。))、同法第五十五條の五の改正
 規定(同条第一項中「平成二十二年三月三
 十一日」を「平成二十四年三月三十一日」
 に改める部分を除く。))、同法第五十五條の
 六の改正規定、同法第五十五條の七の改正
 規定(同条第一項中「平成二十二年三月三
 十一日」を「平成二十四年三月三十一日」
 に改める部分を除く。))、同法第五十六條の
 改正規定、同法第五十七條の五の改正規

定、同法第五十七条の六の改正規定、同法第五十七條の八の改正規定、同法第五十七條の九の改正規定、同法第五十七條の十の改正規定（「除く」の下に「。次項において同じ」を、「残額」の下に「。次項において同じ」を加える部分に限る。）、同法第二項の改正規定、同項を同法第三項とし、同法第一項の次に一項を加える改正規定、同法第五十八條の改正規定（同法第二項に係る部分及び同法第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十一條の三第一項の改正規定、同法第六十二條第一項の改正規定（平成二十二年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分及び「第四十二條の十一第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十二條の三の改正規定（同法第一項中「第四十二條の十一第五項」を削る部分、同法第八項中「第四十二條の十一第五項」を削る部分及び同法第十一項に係る部分を除く。）、同法第六十三條第一項の改正規定（「第四十二條の十一第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十四條の二の改正規定、同法第六十四條の三の改正規定、同法第六十五條の四の改正規定、同法第六十五條の五の二の改正規定、同法第六十五條の七の改正規定、同法第六十五條の八の改正規定、同法第六十五條の十の改正規定、同法第六十五條の十一の改正規定、同法第六十五條の十二の改正規定、同法第六十五條の十三の改正規定、同法第六十五條の十四の改正規定、同法第六十六條の二の改正規定、同法第六十六條の四の改正規定（同法第七項中「帳簿書類」を「書類として財務省令で定めるもの」に改め、「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「次項、第九項及び第十二項第二号において同じ」を削る部分、同法第九項中「帳簿書類又は」を「財務省令で定めるもの又は」に改める部分、同法第十二項中「十万円」を「三十万円」に改める部分及び同法第十九項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改め

る部分を除く。）、同法第六十六條の四の二第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第六十六條の五の改正規定、同法第六十六條の八第二項の改正規定（この項及び次項を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同法第六十六條の九の改正規定（第六十八條の九十二第五項）を「第六十八條の九十二第六項」に改める部分、「第三項の」を「第四項の」に改める部分及び「同法第五項」を「同法第六項」に、「同法第三項第二号」を「同法第四項第二号」に改め、同項を同法第七項とする部分を除く。）、同法第六十七條の次に加える改正規定（第十項に係る部分に限る。）、同法第五項の改正規定（有する特定外国子会社等）を「有する外国法人」に改める部分、「第三項」を「第四項」に改める部分、同法第三号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に改める部分及び同項を同法第六項とする部分を除く。）、同法第二項の次に加える改正規定、同法第六十六條の九の第四第二項の改正規定（この項及び次項）を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同法第六項の次に加える改正規定（第九項に係る部分に限る。）、同法第二項の次に加える改正規定、同法第六十六條の十三第一項の改正規定（同項ただし書中「ただし」の下に「清算中に終了する事業年度及び」を加える部分に限る。）、同法第六十七條の四の改正規定、同法第六十七條の六第一項の改正規定、同法第六十七條の十四第六項の改正規定、同法第六十七條の十五第七項の改正規定、同法第六十八條の二の三（見出しを含む）の改正規定、同法第六十八條の三の三の改正規定、同法第六十八條の三の三の第六項の改正規定、同法第六十八條の三の四を削る改正規定、同法第六十八條の三の五を同法第六十八條の三の四とする改正規定、同法第六十八條の九の改正規定（同法第一項に係る部分、同法第九項に係る部分及び同法第十一項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の九の二の改正規定、同法第六十八條の十第九項の改正規定

定、同法第六十八條の十一第七項の改正規定、同法第六十八條の十二第九項の改正規定、同法第六十八條の十三第五項の改正規定、同法第六十八條の十四第七項の改正規定、同法第六十八條の三十四第四項の改正規定（第四十七條第三項）を「第四十七條第一項」に、「同法第三項」を「同法第一項」に改める部分及び同項を同法第二項とする部分を除く。）、同法第六十八條の三十五第二項及び第六十八條の三十六第二項の改正規定、同法第六十八條の四十四の改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の四十一の改正規定（同法第六十八條の四十三の改正規定（同法第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める部分、同法第六十八條の四十五の改正規定、同法第六十八條の四十六の改正規定（同法第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の五十三の改正規定、同法第六十八條の五十四の改正規定、同法第六十八條の五十五の改正規定、同法第六十八條の五十六の改正規定、同法第六十八條の五十八の二の改正規定、同法第六十八條の五十九の二の改正規定（同法第六十八條の五十九の改正規定（同法第一項中「各連結事業年度終了の時に於ける」を「法人税法第二條第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時に於ける」に、「法人税法第二條第九号に規定する普通法人及び」を「もの及び同法第六十六條第六項第二号に掲げる法人に該当するもの並びに」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の六十一の改正規定（同法第一項に係る部分及び同法第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の六十四の改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）、同法第

六十八條の六十五の改正規定、同法第六十八條の六十九の改正規定（「。現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める部分に限る。）、同法第十項の改正規定、同法第六十八條の七十の改正規定、同法第六十八條の七十一の改正規定、同法第六十八條の七十二の改正規定、同法第六十八條の七十四第三項第四号の改正規定、同法第六十八條の七十五第三項第四号の改正規定、同法第六十八條の七十六の二の改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の七十八の改正規定、同法第六十八條の七十九の改正規定、同法第六十八條の八十一の改正規定、同法第六十八條の八十二の改正規定、同法第六十八條の八十三の改正規定、同法第六十八條の八十四の改正規定、同法第六十八條の八十五の三の改正規定、同法第六十八條の八十五の四の改正規定、同法第六十八條の八十八第六項の改正規定（第二條第四十三号）を「第二條第三十九号」に、「同法第四十四号」を「同法第六十八條の九十二第二項の改正規定（この項及び次項）を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同法第六十六條の八第六項」に改める部分、「第三項の」を「第四項の」に改める部分及び「同法第五項」を「同法第六項」に、「同法第三項第二号」を「同法第四項第二号」に改め、同項を同法第七項とする部分を除く。）、同法第七項の次に六項を加える改正規定（第十項に係る部分に限る。）、同法第五項の改正規定（有する特定外国子会社等）を「有する外国法人」に改める部分、「第三項」を「第四項」に改める部分、同法第三号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に改める部分及び同項を同法第六項とする部分を除く。）、同法第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の九十三の四第二項の改正規定（この項及び次項）を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同法第六項の次に六項を加える改正規定（第九項に係る部分に限

る。)、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の百二の改正規定、同法第六十八條の百四第一項の改正規定、同法第六十八條の百九の二の改正規定並びに同法第八十八條の二第一項の改正規定(平成二十二年三月三十一日)を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第四十四條、第七十四條、第七十九條第六項及び第八項から第十二項まで、第八十條、第八十一條、第八十二條第一項及び第四項、第八十三條、第八十四條第二項、第八十六條、第八十七條第一項、第八十八條第一項及び第二項、第八十九條、第九十條第七項、第九十一條第五項、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條第三項、第九十七條、第九十九條から第百零四條まで、第百零五條第二項、第百零六條、第百零七條第三項、第百零八條、第百零九條、第百一十二條第六項及び第八項から第十三項まで、第百一十三條、第百一十四條、第百一十五條第一項及び第四項、第百一十六條、第百一十七條、第百一十八條第一項、第百一十九條第七項、第百二十條第五項、第百二十二條、第百二十三條、第百二十七條、第百三十五條から第百四十條まで並びに第百四十二條(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第五十八條第三項の改正規定に限る。)、の規定

(罰則に関する経過措置) 第四百四十六條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。))の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十三年三月三十一日法律第一二二号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十四号)の公布の日から施行する。

附則(平成二十三年六月二四日法律第七四号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則(平成二十三年二月二日法律第一四号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略 三 次に掲げる規定 平成二十四年四月一日

イ 第二条中法人税法第三十一條の改正規定、同法第五十二條の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十六條の改正規定、同法第七十二條第三項の改正規定(第六項及び第九項)を「第七項及び第十項」に、「第五十八條第二項及び第五項」に改める部分に限る。同法第八十條の改正規定、同法第八十一條の九の改正規定、同法第八十一條の十二の改正規定及び同法第四十三條の改正規定並びに附則第十二條、第十三條、第十四條、第十九條、第二十二條、第九十七條及び第九十九條の規定

(罰則に関する経過措置) 第四百四條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。))の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置) 第四百四條の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。))その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十三年二月二日法律第一一五号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略 三 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の四、第五十三條第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項、第七十二條の二十三並びに第二百九十二條第一項第四号の四の改正規定並びに同法第三百二十一條の八の改正規定(同条第二十二項に係る部分を除く。))並びに同法附則第八條の二第一項及び第二項の改正規定並びに附則第六條第四項、第七條第二項、第九條第四項及び第十三條の規定 平成二十四年四月一日

附則(平成二十四年三月三十一日法律第二二二号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附則(平成二十七年三月三十一日法律第九号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中法人税法第五十七條第一項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)、同条第二項の改正規定、同法第八十一條の九第一項の改正規定(同項第一号にに係る部分を除く。))並びに同条第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七條第一項、第三十條第一項及び第九十條(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第五十八條第一項の改正規定(「九年」を「十年」に改める部分に限る。))に限る。の規定

(罰則に関する経過措置) 第三百三十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。))の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十八年三月三十一日法律第一五五号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日) 附則(平成二十八年二月二日法律第九八号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任) 3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。(検討) 4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。))の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則(平成二十九年三月三十一日法律第二二二号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

